

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会  
第3回 鹿児島県自動車（新車）小売業  
最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和3年10月15日（金）9時50分～11時03分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員（3名） 原田いづみ 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（3名） 加治屋忍 白石裕治 吉海江俊也（敬称略）
	使用者代表委員（3名） 小原秀治 中村博之 森山麗子（敬称略）
	事務局（3名） 榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 令和3年度鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正審議について 2 その他
配付資料	1 令和3年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）自動車小売業関係  専門部会進行時の配付資料 ・鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書 ・鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

○ 松枝部会長

皆様、おはようございます。本日もお忙しい中、ありがとうございます。定刻より少々早うございますが、皆様お揃いですので、早く始められればと思っております。よろしいでしょうか。ただ今から、第3回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。議事に入る前に、本専門部会の成立について、事務局より報告願います。

○ 勝田賃金室長

本日の専門部会の成立についてご報告いたします。専門部会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日の専門部会は、すべての委員にご出席いただいております。定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。それでは、会が成立しておりますので、これより審議に入りますが、その前に、事務局から本日の資料のご説明をお願いいたします。

○ 壺屋賃金室長補佐

本日の資料について、説明いたします。

資料1は、令和3年度自動車小売業関係の全国における産業別最低賃金決定状況でございます。昨日現在の結審状況について、掲載しております。目安ランクは、地域別最低賃金のAからDまでのランク別にしております。

昨日現在で、結審している局は、Aランクでは、前回と同じく、埼玉局と大阪局です。埼玉局が26円アップの988円、大阪局が28円アップの993円で結審しております。

Bランクでは、前回と同じく兵庫局が29円アップの930円で結審しています。

Cランクでは、前回と同じく福岡局の他に、新たに宮城局で結審しております。宮城局が27円アップの918円、福岡局が18円アップの959円で結審しております。

Dランクでは、前回と同じく青森局と秋田局の他に、新たに大分局で結審しております。青森局が26円アップの890円、秋田局が5円アップの869円、大分局が24円アップの872円で結審しています。大分局につきましては、昨日結審しており、資料への記載がされておられません。申し訳ございませんが、ご記入のほどお願いいたします。大分局は24円アップの872円で結審しております。

また、専門部会では結審しているものの、最低賃金審議会令第6条第5項の適用がないため、今後本審の開催を待って結審することとなる局が1局ございます。Cランクの奈良局です。奈良局が、7円アップの892円で結審する予定です。

資料への記載がされておられませんので、ご記入のほどお願いいたします。奈良局は、7円アップの892円で結審する予定です。

なお、千葉局、愛知局、沖縄局の3局につきましては、本年度の改正については、必要性なしとの結論に至っております。

説明は、以上でございます。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問はありませんでしょうか。

○ 松枝部会長

それでは、審議に入ります。

前回は、具体的な金額の提示とその根拠をお伺いいたしました。

まず、労側からは、資料を元に、各種指標から引上げ額を提示したうえで、総合的に勘案して33円の引上げを求めたい。また、29円から33円までの影響率は、3.67%と変わらないとの旨が述べられました。

一方使側からは、昨年は、コロナ禍において歩み寄っていただいたこともあるので、2%程度の20円の引上げを提示したいという旨が述べられました。

平場での審議の後、個別協議も行いましたが、具体的な金額の再提示はなく、本日合意できるように再検討をお願いして前回の審議を終了しております。

現在のところ、金額的には、労使13円の開きがございます。

産別最賃は、労使のイニシアティブによる合意に基づいて決定していくものでございますし、全会一致で決議すること。また、年内発効に向けて努力することを申し合わせておりますので、本日はできる限り合意できますよう労使各側のご協力をお願いします。

それでは、労使各側から、追加の主張や、先ほど事務局から説明された他局の結審状況など

も踏まえまして、前回以降にご検討いただいた金額等を発表していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、労側の方からお願いできますでしょうか。

○ 白石委員

まず、基本的な考え方というところで、最賃の考え方というところは、何一つ変わることはございません。その産別最賃の意義なども確認ということ踏まえまして、それに伴って人口流出をどのようにして、この鹿児島で止めていくのかということは、前回の中で話をさせていただきました。その中で、離島を含むというところで見れば、離島の賃金を含めて理解してもらったと思っておりますので、今後は、やはりこの産業というか、そのところも人口流出も踏まえて、根本的にあるのは、生産性の三原則というところから踏まえましてやはり雇用の維持拡大、労使の事前協議、そして公正の配分です。そういうところも考えながらやりたい。やはり1番手に雇用の維持拡大というのができます。やはり雇用の維持拡大というところを見れば、人口流出も踏まえてですが、やはり賃金の重要性というのが、高まってくるのではないのかなと思っておりますし、そこをどういうふうに食い止めるかということ。あと格差がということがありますが、やはりその最低賃金の労働局で出すポスターにも、地賃の他に電気と自動車となって、その優位性というか、やはり産業をどのように持っていくのかというようなどころを見ると、やはり賃金の上げ幅も含めて、自動車の役割というのは大きいのではないかなと思っております。その働く者として、その自負というか自信をもって、自分のところで働きたいという、今現在の従業員の声もありますし、今度それを新しい若者を迎え入れていく産業として、やはり県内の中でトップ、上のほうで走って行かないといけないのではないかなと思っております。また、全体的な企業の中でというようなことを踏まえまして、私の経験上もなんですけれども、うちも小売りだったので、例えば、鮮魚であれば、魚を切る人います。切った後は売る、並べる人もいます。今度は並べた後に売る人がいます。そこに会計がいます。じゃあ魚を仕入れたときにその受け入れる中でいうと、受け入れを担当する人たちもいます。そして、売上、会計を集計する人たちもいます。入ってきた伝票をきちんと収支、財務的な担当もいますし、やはり一つのお店、一つの企業といったようなところを見ますと、やはりどの部署もなくはない。企業なり、一つの事業所なりで構成されているわけですから、そこで働く仲間の一人一人が役割分担というような企業の中で、役割分担がありますが、賃金を含めてきちんと自分の企業、産業にプライドを持って、今後、自分の背中を見て、次の世代がきちんと迎えられるような感じで行けばいいのではないかなと思っております。そのところで、やはり賃金は、前回も言わせてもらいましたが、リクルートなんかでも、賃金だとか、休みだとかいうようなところで、優位性のところでヒットしてくると見ると、やはり、この件においても、重要ではないかなと思っております。前回資料などもお配りしましたので、改めて言うようなことではなくて、真摯な議論ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

○ 松枝部会長

金額としては、33円のままということでしょうか。

○ 白石委員

30 円台ということで。はい。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。次に、使側から追加の主張を含めまして、再検討いただきました金額等を発表していただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 中村委員

第2回目は、仕事がありまして参加できませんでした。申し訳ありませんでした。

我々、自動車新車の小売業では、現実、特にメカニックの方々とか、あるいは営業職の方々、基本正規社員がほとんどだと思います。かつ、最低賃金に該当する中でも、一定の技術を持っている。技能とか、そういうのを持っている方の最低賃金は、正式に調べたわけではないですが、我々の業界の常識からすると、この金額よりも圧倒的に高い金額で雇用していると思っております。

今、白石委員からも話があって、それぞれに役割があるので、一律に上げたほうがいいというご意見をいただきました。それはそのとおりだと思うのですが、一方で今この最低賃金よりも明らかに高い人たちが、この希望される金額を上げることプラス、明らかに中身が違う仕事、多分働いている方も明らかに分かっている、逆に言うと必ずそうなるとは分らないですが、その格差が縮まるということに対して、一律に我々も上げられればいいですが、そういうことはそんなに簡単ではないということを見ると、今、技術を持って高い人が働き甲斐をなくすのではないですが、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうこともあるのではないのかなと思ったりもします。他に、何が言いたかったかという、前から言いますように、今回の自動車小売業の中で問題なのは、その中で働く人の中味が違うので、他の業界と全く同じような仕事をしている人がここの部分に該当するとするならば、やはり一律望んでおられる数字を上げることで格差が、実際の小売業と県の最低賃金の格差が逆に広がるということは、我々としては全く、そこをしてしまうとおかしくなるという認識を前から申し上げています。そこは我々としても譲ることはできない。今 33 円、30 円以上というのは、我々としては受け入れることはできないと思っております。

もう一つ、維持拡大という話をされましたけれど、我々も特別我々の収益がほかの業界よりも高いというわけではないとするならば、最賃がほかの業界よりも高ければ高いほど、そこに対するコストが高ければ、我々の雇用を維持する力も弱まるのではないかということも思ったりしているので、我々は人を雇用する数を確実に維持しながら働いている人たちに継続して働いてもらいたいということから、そこがちょうど両方が叶うような数字をご提示していると思っておりますので、よろしく願います。

○ 小原委員

先日、離島の数字をたくさん見せていただきまして、解説していただいて、先ほど白石委員が言われたとおり非常に理解を深めました。ありがとうございました。

そのあと、直接経営者の方とお話したわけではないですが、言われていることと重ねてみたときに、上げなければいけないというのは言われるとおりだろうと思います。上げないと離島から流出されていくというその構図に歯止めをかけないことには、産業が成り立っていかな

いというのは本当にそのとおりでおられるのだらうと思っております。一方で最賃を上げてしまうことは、今までは経営が苦しくなるからと思って、擁護的に申したいつもりですが、実はそうではなくて、上げてしまうことによって、また離島にとどまっていたかとするのが本土よりもっとまた上げていかななくてはならない。そういう廻り方をしていくのかということを感じまして、いずれにしても慎重にやっていかなければならないのかなというのが、前回の会でいろいろと教えていただいた後に感じた次第でございます。気を付けなければならぬとまた改めて気づかせていただいたところです。

○ 松枝部会長

それぞれご主張いただきまして、今のところは金額としましては、労側が 30 円台、使側が 20 円というところで、まだ、大きく差がある状況です。基本的にはこの場合は、全会一致という形で調整していかないといけませんので、この平場で、さらにもう一度主張しておきたいといったことがございましたら、どなたからでも結構ですのでご発言をいただきたいと思っております。

○ 白石委員

離島も含めて、企業が生産性向上、売り上げ利益が上がるように労働者側も分かっていると思います。労使ともに、生産性の向上に向けていければというのが一番でございますし、コロナ禍というようなこともあります。ここ直近で子ども食堂だとか、日置のほうで女性の生理用の貧困だとかいうようなところもございますし、そういうところを企業というか、業界じゃなくて全体でみるというか、やはりそこの中でも底上げしていく。異常な事態がというか、私も最初はよそのことかと思っておりましたが、やはり子ども食堂であったり、一番近い日置のところでもそういうような運動といいますか皆で支えあうというようなこともございます。地賃と違う、優位性を持っていますので、そこのところは労使ともに業界で働くものの意識向上もあります。言われている意味も分かります。そのために経営者の努力もよく分かりますし、労働者としても維持するためにどういう技術を身に付けていかなければならないかというの、従業員も考えながらやっていると思っておりますので、そこは大きいのも分かりますが、前回言いました影響率もあります。ほかの業種に比べて影響率も少ないですし、言っているのかどうか分かりませんが、かえって今だからこそ自動車産業の引き上げというか、役割というようなことも書いてあると思っております。

○ 松枝部会長

ほかにご意見等ございませんでしょうか。

○ 山本部会長代理

私こういう経験あまりないのですが、専門部会の第3回で具体的な金額提示がないというのは、いったいどう考えていいのか、前回 33 円と 20 円とご提示いただいて、その場ではこれ以上はちょっとという、いろいろご意見伺って次回にということに持ち越したわけですが、依然として金額の提示がなければ話し合いが全然進まない。当然ですが、労使双方のイニシアチブで進めざるを得ませんので、双方から具体的な金額提示がなければ動きようがありません。ぜひこの場で具体的な金額をまず提示していただいて、それでもまだ開きがあるのだったら個別

の交渉をしていかないと。13 円が前回のままで、またもう 1 回 13 円から始まるなんていったら議論が全然進まないのではないかと思いましたが、ぜひ、具体的な、いくらだったらいいと今の時点でお考えなのかを提示していただけないだろうかと強く希望したいと思います。

○ 松枝部会長

ありがとうございます。

この点について何かご意見等ございませんでしょうか。

○ 白石委員

前回 33 円という提示です。終わりの方でできれば 30 円台でと言わせていただきました。全体的な鹿児島県の地賃も踏まえると 28 円プラスアルファではというような気持でこちらは思っております。

○ 松枝部会長

平場での協議では、なかなか結論が見出せないようですので、それでは、個別協議を行いたいと思います。

今回は、一旦公益でさせていただきたいと思っておりますので、ご退場いただけますでしょうか。

(個別協議)

○ 松枝部会長

それでは、審議を再開します。

ただ今まで、個別折衝を続けてきた結果、一致点を見出すことができました。

その金額を発表します。

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金については、現行時間額 847 円に 25 円プラスして、時間額 872 円で一致しました。

これについて、ご異議はございませんか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の金額を当専門部会の結論とすることに決定いたしました。

また、改正された最低賃金の効力発生日は、法定どおりとしますと、異議申出等により結論が変わらない限り、最短で 12 月 16 日木曜日ということになりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

それでは、効力発生日については法定どおりとします。

この結論は、鹿児島地方最低賃金審議会会長に、私から報告することになりますので、事務局の方で専門部会の報告書等を作成して下さい。

報告書作成の間、10分程度休憩をとりたいと思います。

(休憩)

○ 松枝部会長

再開します。それでは、報告書を読み上げます。

令和3年10月15日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正殿。鹿児島地方最低賃金審議会鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会部会長、松枝千鶴。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する報告書。当専門部会は、令和3年8月24日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。公益代表委員、原田いづみ、松枝千鶴、山本晃正。労働者代表委員、加治屋忍、白石裕治、吉海江俊也。使用者代表委員、小原秀治、中村博之、森山麗子。

別紙。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金。1適用する地域、鹿児島県の区域。2適用する使用者、前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3適用する労働者、前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。（3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者。4前号の労働者に係る最低賃金額、1時間872円。5この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日、法定どおり。

ただ今の決定につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって鹿児島地方最低賃金審議会の決議とする取り扱いを決定しておりますので、私から答申文も読み上げさせていただきます。

令和3年10月15日。鹿児島労働局長、三輪宗文殿。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃正。鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和3年8月24日付け鹿労発基0824第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙は先ほどと同様でございます。

(松枝部会長より榎園労働基準部長へ答申文を手交)

○ 榎園労働基準部長

本日は、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金額改正に係る答申をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

鹿児島県自動車（新車）小売業の最低賃金につきましては、8月24日に鹿児島労働局長より改正決定に係る諮問をさせていただいたところでございますが、これを受けてこの専門部会が

設置され、10月1日から本日まで3回にわたり精力的に審議を重ねていただき、全会一致による結論を出していただきました。

委員の皆様には、新型コロナの影響や厳しい経営環境にも触れられながら、そのイニシアティブを十分に発揮され、ご議論いただきましたこと、また、松枝部会長を始め、委員の皆様が円滑な審議の進行のためにご尽力いただいたことにつきまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

本日、答申をいただきましたので、これから私どもで、改正決定に係る所定の手続きを進めさせていただきます。異議申出等がなく、最短の場合には、その発効が12月16日木曜日となる予定でございます。

今後、私どもといたしましては、改正された自動車（新車）小売業最低賃金を、関係労使の方々に知っていただき、これが適正に履行されるよう、なお一層の周知・指導に努めてまいります。

最後になりますが、今後とも、最低賃金制度を始め、労働行政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。また、これまでの皆様のご尽力を重ねて厚く御礼を申し上げます。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。それでは、事務局からの連絡事項をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

本日の答申内容につきましては、本日中に、意見の要旨を公示し、異議申出を受け付けることとなります。

異議申出の締切日は、11月2日火曜日となります。この日までに、異議申出があった場合には、11月3日以降なるべく早い時期に本審を開催して、労働局長より異議申出に係る事項について、諮問をさせていただき、御審議の上で、答申をいただくこととなります。

その際、場合によっては、再度専門部会を開催し、審議していただかなければならないこともございます。その時は、改めて御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、異議申出があるかどうか分かりませんが、念のためお知らせいたします。

なお、異議申出がなかった場合は、締切日の翌日、11月3日をもって、当専門部会は廃止となりますので申し添えます。

以上でございます。

○ 松枝部会長

それでは、最後に議事録確認者を指名します。

労働者側は、白石委員に、使用者側は、小原委員をお願いします。

皆様、真摯なご議論、ありがとうございました。今の時代はおそらく歴史の教科書に載るのではないかというくらい自動車産業にとっても歴史の転換点にいるのではないかと考えております。売るのが変わり、売り方も変わり、ライフスタイルやワークスタイルも変わり、全部が変化していく中で、我々も自動車産業として生き残っていかなければならないし、また、職員、スタッフの方々も今までとはまた違う技術を学びながら生き残っていかなければいけない



というところで、今回は自動車の最低賃金ということで真摯にご検討いただきましたが、また賃金の金額だけではないところで、双方でご努力続けながらますます発展されることを祈念しております。私からは簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

本日の専門部会は、これで閉会します。ありがとうございました。